

自立支援協議会アンケート

基本方針	施策の方向性	主要施策	自立支援協議会			
			当事者部会	就労支援部会	つながり支援部会	
基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化	1－1 知る	1－1－1 多様な方法による情報提供	■夜中に体調が優れないときにも、相談（連絡）できるところがあるとよい。	■どこにいけば就労につながるのか、どのような形で就労できるか等の道筋の相談場所や情報提供をする機関等を本人や家族などにわかるようにする。 ■様々な機関が作成しているホームページを集約したWebサイトの作成。	■自立支援協議会の活動や作成された資料を茅ヶ崎市HPで探りにくい。簡単にアクセスできる工夫が今後必要である。 ■「子育て支援ガイド」の内容は毎年見直しをして更新していくのが良い。	
		1－1－2 障害特性を考慮した情報入手への支援				
	1－2 相談する	1－2－1 身近な相談窓口の充実		■ジョブコーチ等がつくことが出来るような制度の検討。 ■地域にある相談機関の周知徹底。	■福祉機関・医療機関・教育機関の縦横のつながりをつくる必要。 ■児童の相談、療育機関、保育園、幼稚園等との連携強化やワンストップで相談ができるシステムの構築が必要。 ■特別支援学校にセンター的機能があり、幼保・小・中・各事業所に携わる職員へのスーパーバイズも可能であることを周知していけるような機会の設定。	
		1－2－2 相談支援体制の強化				
	1－3 理解を深める	1－3－1 障害の理解を促す市民啓発の充実		■障害者の雇用先（現に雇用している企業やまたその地域も含む）への障害者特性等を理解する機会（講座等）を設ける。	■教育と福祉の連携、情報共有と協働の支援体制を確立していくことが、障害の理解を促していくことになる。	
		1－3－2 福祉教育の推進				
	1－4 育てる	1－4－1 障害者福祉に関わる市民活動の充実		■障害者の雇用先（現に雇用している企業やまたその地域も含む）への障害者特性等を理解する機会（講座等）を設ける。	■児童発達支援センター、特別支援学校、放課後デイサービス等において見学会、勉強会を開催し、まずは関心を持って貰えた方々から理解を深めていく。	
		1－4－2 福祉人材の育成				
	基本方針 2 障害者の健康を支える体制の強化	2－1 すこやかに生きる		2－1－1 障害の早期発見・支援体制の充実	■雇用側へ障害特性を理解してもらう機会が必要。 ■ジョブコーチの支援が必要（本人、企業、医療等の仲介をする）。	■保各支援機関が情報を共有できるツール「そだちのいっぼ」の活用を検討。 ■保護者や各支援機関での活用が進むよう、周知方法について検討。
				2－1－2 地域医療体制の充実		
2－1－3 医療にかかる経済的負担の軽減						
基本方針 3 障害者の生活基盤の強化	3－1 住まう	3－1－1 多様な住まいの確保	■就労しながら一人暮らしが可能な方には実現できるよう雇用先と住居等支援ができる機関との連携体制を構築。 ■地域住民への障害者の理解を深める機会を行政や支援者などが設ける。			
		3－1－2 地域で住み続けるための支援の充実				
		3－1－3 障害者の経済的支援制度の周知				
	3－2 生活する・利用する	3－2－1 日常生活を支援する福祉サービスの充実	■外出支援の充実。 ■金銭管理に対する支援が必要。 ■親亡きあとに備え、障害者自身ができることを増やすための環境づくりが必要。 ■複雑な福祉の手続きのワンストップ化。	■就労しながら日常生活や余暇活動が充実できるような情報提供を雇用先や本人へ行い、実現可能になるよう支援方法を検討する。	■サービスについて相談できる場所が身近にあること。 ■福祉と教育のつながりを支援関係者が学習することで、障害児・者の生活を支援する体制づくりの充実につながった。	
		3－2－2 障害者の外出支援の充実				
	3－3 人権を守る	3－3－1 権利擁護制度の利用促進	■障害者差別解消法等の法令に順じた障害者への対応や障害者に対する理解が必要。	■雇用先や市民などに対する障害者の権利擁護、差別などの研修、講座等の検討及び実施。	■研修の充実、グループワークを通して、何ができるかを考えてもらう機会の充実をはかる。	
		3－3－2 障害者への差別及び虐待防止の普及啓発				
基本方針 4 社会参加と自己実現への支援	4－1 働く	4－1－1 就労意欲の高い障害者への支援	■適切な職種や部署等に就くことができるようにするため、就労前後のジョブコーチ等を確保するための制度や、本人の適切なアセスメントが出来るような体制作り。（支援側のアセスメント能力向上） ■障害者雇用による企業側の成功例の共有機会の創出。 ■企業の理解を深めるパンフレットの作成。職場を訪問しての実習の依頼。 ■障害特性の認知向上のため、周知・発信が必要。 ■企業の相談窓口が身近にあるべき。その窓口が支援事業所や障害者と連携する。 ■週20時間未満の就労先の開拓。 ■「精神障害者等就労パスポート事業」と従来からの支援シートとの整合性。 ■職場体験の場所の拡充。			
		4－1－2 障害者雇用の普及促進				
	4－2 社会参加・交流	4－2－1 多様な活動への支援	■余暇活動等が豊かになるような情報提供や、また行事開催や居場所の確保ができるような体制づくり。			
		4－2－2 障害者自身の活動意欲の向上				
基本方針 5 障害のある子どもの成長支援	5－1 学ぶ	5－1－1 療育体制の整備	■就学等の時期から、本人の強み（得意とするもの）に気づき、より成長できるよう、学校等教育体制（例：個別計画やその機会など）を検討。 ■医師の確保、心理士の育成。就学相談進路相談等の相談体制の充実。	■つながり支援部会で今年度実施した、教育と福祉をつなぐための様々な活動を継続していくことが必要。 ■就学前の関係機関と、教育や福祉の支援関係者の連携が必須である。 ■障害特性に応じた適切な療育を提供できる療育機関が必要である。		
		5－1－2 保育・教育における支援の充実				
基本方針 6 安全・安心のまちづくりの推進	6－1 安心して暮らす	6－1－1 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	■自転車マナーの向上。 ■視覚障害者が公共施設まで自力でたどり着けるよう点字ブロックを設置して欲しい。また、入口にチャイム（入口ですとの案内）があるとよい。			
		6－1－2 利用しやすい公共交通機関の整備				
		6－1－3 災害から障害者を守る体制の整備				
その他						

自立支援協議会アンケート

基本方針	施策の方向性	主要施策	自立支援協議会		
			障がい理解促進部会	相談支援部会	
基本方針 1 身近な地域の支援体制の強化	1－1　知る	1－1－1　多様な方法による情報提供			
		1－1－2　障害特性を考慮した情報入手への支援			
	1－2　相談する	1－2－1　身近な相談窓口の充実	■当事者や家族が悩みや困りごとなどを表に出せるような地域になるような取組が必要。 ■表出された悩み・困りごとは、受けとめ、支援につなげていくことが大事。	■本来の相談支援の役割の再確認と望ましい相談対応ができる仕組みの構築 ■相談支援担当者のスキルアップと連携強化（情報共有ができる仕組みづくり、インテーク相談のシート共通化等） ■サービス等利用計画の作成の方向性の明確化（緊急性の高い相談への対応、相談支援専門員の確保、当事者の認知度・理解度向上） ■相談員の役割分担の整理（指定と委託、児童と成人、市ケースワーカーと相談支援事業所の役割整理） ■基幹相談支援センターの機能と設置についての検討（困難事例に対するバックアップと地域の連携強化に対応することを念頭に） ■地域の支援システム構築の検討（当事者と地域をつなぐコーディネーター）	
		1－2－2　相談支援体制の強化			
	1－3　理解を深める	1－3－1　障害の理解を促す市民啓発の充実	■当事者や施設自らからの発信も大事。当事者の方々の普段の生活ぶりや仕事の様子が見えるような内容に工夫できないか。 ■地域の勉強会等への協力も、つながりや相互理解の機会につながるのではないかと。また、市の広報など誰もが見るものほど、考えられると良い。		
		1－3－2　福祉教育の推進			■他分野とも連携し、地域づくりを含めた「共生」の意識をはぐくむことが大事。 ■地域の人が、障害のある方たちの支援や生活について知る機会があると良い。 ■意識づくりは子どもの頃からが大事。
	1－4　育てる	1－4－1　障害者福祉に関わる市民活動の充実	■当事者や家族が悩みや困りごとなどを表に出せるような地域づくりの必要。 ■表出された悩み・困りごとは、受けとめ、支援につなげていくことが大事。 ■施設職員等の支援者も資質向上に努める必要がある。 ■そのため、行政等による福祉人材への支援も大切。		
		1－4－2　福祉人材の育成			
	基本方針 2 障害者の健康を支える体制の強化	2－1　すこやかに生きる	2－1－1　障害の早期発見・支援体制の充実		
			2－1－2　地域医療体制の充実		
2－1－3　医療にかかる経済的負担の軽減					
基本方針 3 障害者の生活基盤の強化	3－1　住まう	3－1－1　多様な住まいの確保			
		3－1－2　地域で住み続けるための支援の充実			
		3－1－3　障害者の経済的支援制度の周知			
	3－2　生活する・利用する	3－2－1　日常生活を支援する福祉サービスの充実	■「共生」の意識づくりにも、誰でも普通に地域に出られることが大事。そのためのハード整備、制度の充実も必要。		
		3－2－2　障害者の外出支援の充実			
	3－3　人権を守る	3－3－1　権利擁護制度の利用促進	■障害理解や合理的配慮の必要性の前提として、「誰もが人として尊重されること」を伝える必要がある。そうしないと「どう対応すればよいのか」、「障害者はサービスを使えばよい」という偏った理解になる心配がある。 ■「誰もが尊重される」という基本は「人権教育」ともつながる。 ■相互理解というが、“他者を大事に思える（想像力をはぐくむ）” ためには、自分を含め、“誰もが大事にされる存在であること”を感じられる場面・機会が必要ではないかと。		
		3－3－2　障害者への差別及び虐待防止の普及啓発			
基本方針 4 社会参加と自己実現への支援	4－1　働く	4－1－1　就労意欲の高い障害者への支援			
		4－1－2　障害者雇用の普及促進			
	4－2　社会参加・交流	4－2－1　多様な活動への支援	■当事者や施設自らからの発信も大事。地域の勉強会等への協力も、つながりや相互理解の機会につながるのではないかと。		
		4－2－2　障害者自身の活動意欲の向上			
基本方針 5 障害のある子どもの成長支援	5－1　学ぶ	5－1－1　療育体制の整備			
		5－1－2　保育・教育における支援の充実			
基本方針 6 安全・安心のまちづくりの推進	6－1　安心して暮らす	6－1－1　ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	■「共生」の意識づくりにも、誰でも普通に地域に出られることが大事。そのためのハード整備、制度の充実も必要。		
		6－1－2　利用しやすい公共交通機関の整備			
		6－1－3　災害から障害者を守る体制の整備			
その他					